

令和 8 年度

南部町役場
自動販売機設置事業者募集要項

南 部 町
(総務課)

自動販売機設置事業者募集要項

南部町が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項、南部町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱、南部町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）をよく読み、次の事項を了承のうえお申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することにより、町の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と町民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が応募することができます。

なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 南部町財務規則（平成18年南部町規則第50号）第107条に規定する一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は南部町に住所を、法人の場合は三八管内に本店又は支店若しくは営業所を有し、国税並びに地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、この公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、南部町が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けします。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり本町と設置事業者との間で、別紙 2 「自動販売機設置に係る町有財産賃貸借契約書」により契約を締結します。

イ 貸付期間

貸付期間は、別紙 1 「貸付物件説明書」のとおりとします。

貸付契約は貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、本町又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他本町が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 引渡し及び返還

ア 引渡し

貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

なお、自動販売機の設置にかかる費用は、全て設置事業者の負担とします。

※令和 8 年 4 月 1 日（水）午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に設置してください。

イ 返還

貸付期間の満了までに、物件を引渡しの時点（前の貸付期間がある場合で引き続き同じ物件を使用しているときは当初の引渡しの時点）の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間に係る借受人（新借受人）が同一となるときは、原状に回復することなく、引き続き貸付物件を使用することができます。

※令和 13 年 3 月 31 日（月）の午後 5 時までに撤去してください。

(4) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(5) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本町が算定した電気料について、本町が指定する期日までに納入してください。

(6) 貸付面積

貸付面積は、別紙 1 「貸付物件説明書」のとおりとします。自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置してください。また、転倒防止対策も併せて行ってください。

(7) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

(8) 設置制限

各設置事業者が設置できる自動販売機の台数は1台までとします。

(9) 設置条件

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に本町担当者と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更は、本町担当者と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、町担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情は、設置事業者の責任において、迅速かつ適切に対応すること。

(10) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、本町の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出先に提出書類を持参又は電子データ（メール）にて提出してください。

電子データの場合は、必要事項を記載した申請書その他必要書類をスキャンし、PDFで保存の上、一つのフォルダにして、送付してください。押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてください。

(2) 提出書類

- ア 申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 委任状（様式3） ※申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合
- エ 事業者（会社）概要（任意の書類、又は事業の概要が記載された会社のパンフレット等。）
- オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）
- カ 印鑑証明書（写し可）
- キ 営業証明書及び身分証明書又は登記事項証明書（写し可）
 - (ア) 個人の場合：営業証明書及び身分証明書
 - (イ) 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- ク 国税の納税証明書（写し可）
 - (ア) 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
 - (イ) 法人の場合：「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
- ケ 都道府県税の納税証明書（写し可）
 - (ア) 個人の場合：個人事業税
 - (イ) 法人の場合：法人都道府県税、法人事業税、固定資産税（都税のみ）
- コ 市町村税の納税証明書（写し可）
 - 市町村に対して納税義務のある税の未納がないことの証明書
- サ 取扱商品一覧表（様式5）
- シ 設置する自動販売機のカタログ（自動販売機の寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの。）
- ス 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）
 - 個別業務の実施者が不適当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ カからコまでの証明書類は、申請書を提出する直前3箇月以内の本店所在地の所管税務署又は官公署が発行したものに限ります。

※ 支店等に委任する場合、本店と委任する支店等それぞれの納税証明書（未納がない証明書等）を添付してください。

※入札に参加しようとする者が令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の名簿に掲載されている場合、ウ及びカ～コまでの書類は要しません。

(3) 留意事項

- ア 応募者に関する情報及び応募者数の問い合わせは、一切お答えしません。
- イ 提出書類の返却は行いません。
- ウ 提出書類を補足する資料を求める場合があります。
- エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。
- オ 同一物件の入札に同一人が代表者となる法人等が重複して応募できません。

(4) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(5) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加の有無を確認し、申請者宛てに令和8年2月6日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(6) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）により入札参加資格がないとされた者は、次に定める事項に従い、書面（様式は任意）により説明を求めるることができます。

ア 提出先 南部町役場 総務課 管財班

メールアドレス : nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp

イ 提出期限 令和8年2月10日（火） 正午まで

ウ 提出方法 持参又はメールで提出してください。

(7) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 南部町役場 総務課 管財班

メールアドレス : nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp

FAX番号 : 0178-38-5904

イ 質問期限 令和8年1月20日（火） 正午まで

ウ 提出方法 質問は質疑回答書（様式8）により行い、上記提出先へメール又はFAXにより提出してください。郵送による提出は認めません。

エ 回答方法 令和8年1月23日（金）午後5時までに、ホームページに掲載します。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 : 令和8年2月20日（金） 午前11時

イ 場所 : 南部町役場 3階 大会議室

入札参加者は、入札書（様式9）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出書類を持参してください。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書

（ア）入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出してください。

（イ）入札金額は、**貸付期間中の対象物件の貸付料の総額（5年分の総額）**を記載してください。

（ウ）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(エ) 提出された入札書は、その事由にかかわらず、書き換え、引換え又は撤回することはできません。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）

確認のため使用しますので、必ずお持ちください。

ウ 委任状（様式10）

(ア) 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式10）を提出してください。

(イ) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

エ 誓約書（様式11）

(3) 落札者の決定

ア 入札書を開札し、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果は、落札者名、落札金額及び入札参加者数を南部町ホームページ等で公表しますので、あらかじめご承知ください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

ウ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

エ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

カ 記名及び押印のない入札

ク 入札書の記載事項が確認できない入札

ケ 入札書の金額又は料率を改ざんし、又は訂正した入札

コ 最低貸付料又は最低料率未満の入札

サ その他入札条件に違反した入札

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期をすることがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行前にあたっては、入札辞退届（様式12）を別紙1「貸付物件説明書」記載の提出先に直接持参するか、郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により

提出してください。

イ 入札執行中のあては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料等の納付

各年度、納入通知書により、本町の指定した期日までに納付してください。

(3) 契約保証金

免除

(4) その他の手続

設置事業者に決定された方は、決定の日から別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

8 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。設置事業者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及び理由を公表します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本町が判断したとき。

9 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、本町又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本町が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

10 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上データを添付し、報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、本町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。

(4) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法等の法令を遵守してください。

11 参考データ

(1) 開庁時間 午前8時15分から午後5時00分

※いちょうホール及び青森みちのく銀行ATMは午後9時00分まで

(2) 閉庁日 土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日

(3) 販売本数

	物件番号2(左)	物件番号1(右)
令和5年度	9,669	4,776
令和6年度	8,335	6,849
令和7年度(4月～9月)	4,331	4,207

【問い合わせ先】

南部町役場 総務課 管財班

電話 0178-76-2111

FAX 0178-76-5904

e-mail nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp